平成３０年（フ）第３３９号
堺市堺区神明町西３丁１番37―202号
債務者　豐田　義和
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５４号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―601号
債務者　江口　小夜
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５８号
堺市中区深井中町3273番地　テ・キューロドス102号
債務者　小郷　彰子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６４号
堺市南区赤坂台３丁９番３―204号
債務者　山崎　絹江
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３７１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番346―208号
債務者　川口　純夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３７７号
堺市東区西野484番地
債務者　角　　佳美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９２号
堺市北区百舌鳥本町１丁41番地２　三幸住宅１Ｆ
債務者　杉田　貞次
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１９号
堺市南区宮山台１丁６番７―205号
債務者　増永　君子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
北海道旭川市神楽岡８条２丁目１番17号　神楽岡グリーンハイツ202号
債務者　高橋　輝昭
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６７号
北海道旭川市豊岡４条７丁目１番30号　ツインローズ102、申立時の住所北海道旭川市神居５条11丁目１番11号　コペル511　205号室
債務者　古田　　聡
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８６号
北海道旭川市２条西４丁目１番７号
債務者　増田　幸恵
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６３０号
大阪府大東市寺川５丁目18番82号
債務者　杉本真由美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８６号
大阪府八尾市竹渕東３丁目４番地
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８７号
大阪府八尾市竹渕東３丁目４番地
債務者　三宮眞奈美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
大分県宇佐市大字岩崎1223番地の１
債務者　池田　寿夫
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６号
大分県宇佐市大字岩崎1223番地の１
債務者　池田　昭子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係